

活動センター設置検討委員会』を設置し、市民活動センターの基本的な運営方針をはじめ施設構成や休館日などの具体的な事項のほか、市民活動センターでの企画運営などについて8回にわたり会議を開催しました。

会議での検討結果をもとに、9月には、市民活動センターが目指すべきもの、運営に関すること、事業・施設機能に関することをまとめた意見書が設置検討委員会から市長に提出されました。

市が5月に行ったアンケート結果では「人材確保の場がない」、「会員の高齢化が進んでいる」、「会員が集まらない」、「団体の交流・情報交換の場がない」などの市民団体の課題が挙げられたほか、

「団体の活動情報を発信できる場としてほしい」、「他団体の活動内容、イベントなどの情報が分かる場所にしてほしい」、「特定の団体を利用するのではなく公平な施設としてほしい」といった意見が寄せられました。これを踏まえ意見書では、市民活動センターが市民活動を行う団体や市民の交流を促進することができ、市民団体の情報が集約されて発信している施設となるよう述べられています。

市は、市民団体を対象に行ったアンケートや施設見学会での来場者からのご意見、設置検討委員会での議論や意見書の内容を踏まえ、旧登別自動車学校を改修し、今年3月27日(土)に市民活動センターを開設する予定です。

市民活動センターでは、市民活動支援についての考え方を基に、次の6項目を運営の基本方針とします。

## 市民活動センターの運営方針と運営方法

市民活動センターでは、市民活動支援についての考え方を基に、次の6項目を運営の基本方針とします。

- ① 市民活動の支援を行う
- ② 市民活動の活動情報を収集し、発信する
- ③ 市民活動の人材の育成、発掘を行う
- ④ 市民活動を行う人たちの交流を促進する
- ⑤ 市民活動を促進する自主事業を展開する
- ⑥ 将来的に市民活動団体によるセンターの管理・運営を目指していく

運営方法は、次の第1段階から第3段階に分け運営することとし、最終的には市民の手による運営を目指します。

### 第1段階 市の直営による管理・運営

- 市民活動センターを公の施設として、市が管理・運営を行う
- 最終目標である市民団体などによる管理・運営を目指すため、市民団体などに一部業務を委託する

### 第2段階 指定管理者による管理・運営

- 指定管理者が市民活動センターの管理・運営を行う
- 市民団体などに一部業務を委託する

### 第3段階 市民団体などによる管理・運営

- 市民活動センターを市民団体が管理・運営する

来月号では、具体的な施設概要や利用方法『活用編』についてお知らせします。

## 市民活動センター

### ▼所在地

緑町1丁目1番地4

### ▼面積

1階 321・35平方メートル  
2階 321・27平方メートル

### ▼開館時間

月～金曜日 9時～22時  
土・日曜日 9時～18時  
※祝日・12月31日～1月5日は休館日

### ▼オープン月日(予定)

3月27日(土)

2月8日(月)に市民活動センターについての市民説明会を開催する予定です。詳細は広報のぼりべつ2月号でお知らせします。

## (仮称) 登別市市民活動センター設置検討委員会構成団体

設置検討委員会は次の選定理由から構成されました。

- ① 全市的あるいは鷺別地区、幌別地区、登別地区及び登別温泉地区等の広範囲の地域において公益的な活動を行っている団体から抽出
- ② 市民活動センター開設後の運営においても行政と協働して市民活動の推進が期待される団体から抽出
- ③ まちづくり、文化、福祉、スポーツ、教育など、市民活動の区分ごとに抽出

### ▶設置検討委員会構成団体(順不同)

- ほろべつ活性化推進会議
- 登別市市民自治推進委員会
- 登別市連合町内会
- ふるさと鷺別を考える会
- 登別まちづくり促進期成会
- 鬼のたまご協議会
- 登別市社会福祉協議会
- 登別市文化協会
- 登別市体育協会
- 特定非営利活動法人登別自然活動支援組織モモンガくらぶ



この第1段階から第3段階までの運営方法は、市民活動センターが大きな目標として掲げるもので、今後、市民活動センターを運営する中で市民の皆さんとより良い運営方法を模索していきます。

問い合わせ  
政策推進  
グループ

(☎85) 1 1 2 2)